

第 2回南さつま市議会定例会会議録（第 1日目）

1. 開 会 日 時 平成22年 6月 4日（金）午前10時

1. 議 事 日 程 （第 1号）

- 開 会
- 諸 般 報 告
- 開 議

日程第 1	会議録署名議員の指名	山 下 議長指名 { 今 村
日程第 2	会期の決定	議長発議
日程第 3	報告第 1号 平成21年度南さつま市一般会計繰越明許費繰越計算について	一括報告
日程第 4	報告第 2号 平成21年度南さつま市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について	
日程第 5	報告第 3号 平成21年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費繰越計算について	
日程第 6	報告第 4号 平成22年度南さつま市土地開発公社事業計画について	
日程第 7	報告第 5号 平成21年度南さつま市土地開発公社の決算について	
日程第 8	報告第 6号 平成22年度社団法人南さつま市農業公社事業計画について	

日程第 9	報告第 7号 平成21年度社団法人南さつま市農業公社の決算について	
日程第10	報告第 8号 平成22年度株式会社笠沙恵比寿事業計画について	
日程第11	報告第 9号 平成21年度株式会社笠沙恵比寿の決算について	
日程第12	報告第10号 平成22年度株式会社いなほ館事業計画について	
日程第13	報告第11号 平成21年度株式会社いなほ館の決算について	
日程第14	議案第47号 専決処分の承認を求めることについて・南さつま市税条例の一部を改正する条例	一括上程、説明
日程第15	議案第48号 専決処分の承認を求めることについて・南さつま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
日程第16	議案第49号 専決処分の承認を求めることについて・平成21年度南さつま市一般会計補正予算（第13号）	
日程第17	議案第50号 専決処分の承認を求めることについて・平成21年度南さつま市介護保険特別会計補正予算（第5号）	
日程第18	議案第51号 専決処分の承認を求めることについて・平成21年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第 5号）	
日程第19	議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦について	

日程第20	議案第53号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第21	議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第22	議案第55号 南さつま市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第56号 南さつま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第24	議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
日程第25	議案第58号 南さつま市市道路線の廃止について
日程第26	議案第59号 平成22年度南さつま市一般会計補正予算(第1号)
日程第27	議案第60号 平成22年度南さつま市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第28	議案第61号 平成22年度南さつま市介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第29	議案第62号 平成22年度南さつま市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第30	議案第63号 平成22年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算(第1号)
日程第31	議案第64号 平成22年度南さつま市土地区画整理特別会計補正予算(第1号)

日程第32	議案第65号 平成22年度南さつま市診療所特別会計補正予算（第1号）	
日程第33	議案第66号 平成22年度南さつま市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第34	議案第67号 平成22年度南さつま市水道事業会計補正予算（第1号）	
日程第35	議案第68号 平成22年度国民健康保険南さつま市立坊津病院事業会計補正予算（第1号）	
日程第36	請願等の付託	議長発議

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 会議に出席した議員（22名）

1 番議員	林 耕 二	2 番議員	古 木 健 一
3 番議員	室 屋 正 和	4 番議員	鳥 居 亮 幸
5 番議員	南 敏 子	6 番議員	上 村 研 一
7 番議員	山 下 美 岳	8 番議員	今 村 建 一 郎
9 番議員	石 井 博 美	10 番議員	石 原 哲 郎
11 番議員	柳 元 拓 夫	12 番議員	諏 訪 昌 一
13 番議員	貴 島 修	14 番議員	上 園 邦 丸
15 番議員	有 村 義 次	16 番議員	下 釜 清 和
17 番議員	清 水 春 男	18 番議員	田 元 和 美
19 番議員	相 星 輝 彦	20 番議員	下 野 認
21 番議員	若 松 正 伸	22 番議員	大 原 俊 博

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した事務局職員（4名）

事務局 長	田 中 茂 穂	議 事 係 長	高 倉 正 継
書 記	井 上 喜 詞	書 記	宮 内 雅 史

1. 法第 121条による会議に出席した説明員（20名）

市 長	本 坊 輝 雄	副 市 長	柴 田 達 朗
教 育 長	出 口 定 昭	総務企画部長	山 口 力 三
総務企画部参与 兼 企画 課 長	本 坊 佳 彦	市民福祉部長	長 濱 一 盛
産業おこし部長	上 野 哲 郎	建 設 部 長	山 下 和 隆
教 育 部 長	染 川 勝 夫	総務企画部総務 課 長	中 山 秀 次
総務企画部秘書 広 報 課 長	松 原 哲 郎	総務企画部財政 課 長	前 島 実
総務企画部税務 課 長	今 村 一 男	市民福祉部保健 課 長	末 永 茂
市民福祉部福祉 課 長	尾 場 瀬 仁	産 業 お こ し 部 商 工 政 策 課 長	園 田 親 久
産 業 お こ し 部 観 光 交 流 課 長	成 田 清	建 設 部 建 設 維 持 課 長	橋 口 一 郎

建設部都市整備
課 長

川 野 重 美

教育部教育総務
課 長

中 村 千 尋

△ 開 会 午前 10 時 00 分

○議長（大原俊博） ただ今から平成22年第 2回南さつま市議会定例会を開会します。

ここで諸般の報告を行います。まず、南さつま市監査委員から例月出納検査の結果について報告がありましたが、その都度写しを送付してありますので、御了承願います。

次に、3月定例会以降の諸般事項については、お手元に配付のプリントのとおりであります。このうち若干補足いたしますと、4月8日、鹿児島県市議会議長会定期総会では、本市ほか3市共同提出の「国道270号の早期整備促進について」と、本市ほか4市共同提出の「国道226号の早期整備促進について」など19件の議案を審議、決定し、更に5月25日開催した臨時総会において「口蹄疫発生に伴う侵入防止対策等の実施について」と「米軍普天間基地代替施設の鹿児島県内への移設等に反対する決議」の追加議案2件を審議、決定し、その実現に向けて運動を進めることになりました。

また、九州市議会議長会定期総会への本県提出議案としては、「南九州地域の交通網の整備促進について」、「地域医療の確保について」、「農林漁業の振興対策について」の3件とし、4月22日に開催の九州市議会議長会定期総会において各支部から提出された議案23件を原案可決いたしました。そのうち「自治体病院の医師確保対策並びに財政支援措置の充実強化等について」、「林業の再生について」、「九州における高速交通網の整備充実について」の3件を全国市議会議長会定期総会への提出議案として決定しました。

次に、5月26日、東京都で開かれた全国市議会議長会定期総会では、部会提出議案26件と、「地域主権改革の推進に関する決議案」、「地方税財源の充実強化に関する決議案」、「地方議会議員年金制度の早急な見直しに関する決議案」の3件を会長提出議案とし、可決、更には「口蹄疫対策に関する緊急決議案」も提出され、全会一致で可決されました。これらの議案につきましては専門委員会に付託して実現に向けて運動を展開することになりました。また、例年この席上議員表彰がありますが、今回は本市からの被表彰者は該当ありませんでした。

以上、議会の諸般報告について補足して説明を終わります。

△ 開 議

○議長（大原俊博） これから本日の会議を開きます。

△ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大原俊博） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に山下美岳議員と今村建一郎議員を指名します。

△ 日程第 2 会期の決定

○議長（大原俊博） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。本定例会の会期については、

5月28日に開かれた議会運営委員会で本日から6月29日までの26日間とすることに意見の一致をみています。そのように決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から26日間と決定しました。

△ 日程第3 報告第1号から

△ 日程第13 報告第11号まで

○議長（大原俊博） 次は、日程第3、報告第1号、平成21年度南さつま市一般会計繰越明許費繰越計算についてから日程第13、報告第11号、平成21年度株式会社いなほ館の決算についてまでの11件を一括議題といたします。市長の報告を求めます。

[本坊輝雄市長登壇]

○市長（本坊輝雄） おはようございます。平成22年第2回定例市議会の開会に当たり、本日提出いたしました報告について御説明申し上げます。

まず、報告第1号から報告第3号までは、平成21年度南さつま市一般会計、簡易水道事業特別会計及び漁業集落環境整備事業特別会計において、年度内完成が困難な事業について、地方自治法第213条第1項の規定に基づき予算の繰越しを行ったので、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものであります。

次に、報告第4号から報告第11号までは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく南さつま市が出資している法人の経営状況についての報告であります。

まず、報告第4号、平成22年度南さつま市土地開発公社事業計画について、公有地取得事業では用地売却事業として天文潟地区用地、区画関連用地などの処分可能な土地の売却を行う予定で、土地造成事業では、ハーモニータウン関連事業用地などの用地取得事業及び用地売却事業を行うこととしております。

次に、報告第5号、平成21年度南さつま市土地開発公社の決算について、公有地取得事業の用地売却事業では河川改修関連用地など1,606.57平方メートルを売却し、土地造成事業の用地売却事業では、久木野ミニ団地用地など1,375.64平方メートルを売却しております。

平成21年度の経理状況については、当期は5,227万1,636円の損失となっております。

平成21年度末の保有土地は27万1,657.15平方メートルで、金利を含めた素地価格は11億9,236万5,441円となっております。

次に、報告第6号、平成22年度社団法人南さつま市農業公社事業計画について、研修等事業では研修生に対して根深ねぎ等の栽培技術の取得や経営管理に関する研修等を行う計画で、農地保有合理化事業では、認定農業者等の地域農業の担い手の経営拡大を支援する計画であります。

農作業受委託事業では約26ヘクタールの耕耘作業等を受託する計画で、農業機械等貸付事業では収穫機やトラクター等の貸付けを行い、堆肥事業では、家畜排泄物を利用した良質堆肥の製造・供給を行う計画であります。

次に、報告第7号、平成21年度社団法人南さつま市農業公社の決算について、農地利用権の集積では約25ヘクタールの農地集積を行い、新規就農者の研修では農業分野での雇用創出と就業・就農者の確保を推進するための事業を活用して1名の研修を行い、研修及び管理圃場では、約0.4ヘクタールを研修生に実習圃場として提供し、約5.1ヘクタールについては公社が管理を行っております。

農作業受委託事業では約10ヘクタールの作業委託と約11ヘクタールの受託を行い、堆肥事業では約3,200トンの良質堆肥の散布等を行っております。

平成21年度の経理状況は、一般会計当期では、経常収益4,665万5,023円、経常費用4,660万1,395円で、差引きの当期一般正味財産増減額は5万3,628円の増額となっております。

また、特別会計の堆肥センター「ゆうきの郷」の良質堆肥販売・製造事業の当期は、経常収益2,644万3,396円、経常費用2,569万7,606円で、当期一般正味財産増減額は74万5,790円の増額となっております。

次に、報告第8号、平成22年度株式会社笠沙恵比寿事業計画については、「時代のニーズにマッチしたビジネスモデルの創造」を課題に掲げ、多様化する需要に対応できる事業の展開や、「売上原価」「販売管理費」の削減による一層の経営改善を図り、総売上げ前年比2.4パーセント増を目指した取組みを進めて参ります。

次に、報告第9号、平成21年度株式会社笠沙恵比寿の決算については、施設の大規模改修期間中の売上げの減もあり、売上高が1億2,352万7,644円で、前年より1,852万1,942円の減収となっております。売上高から売上原価、一般管理費等を差し引きました営業利益は1,995万4,195円の損失となりましたが、営業外収益を加えた最終的な当期純利益は20万5,659円の黒字決算となっております。

次に、報告第10号、平成22年度株式会社いなほ館事業計画については、人を呼べるイベントの開催、徹底した営業活動と広報活動、魅力ある売店づくりを進め、総売上げ前年比13.4パーセント増を目指した取組みを進めて参ります。

次に、報告第11号、平成21年度株式会社いなほ館の決算については、木花館の大幅な売上げの減により売上高が2億6,445万9,738円で、前年より3,616万290円の減収となっております。売上高から売上原価、一般管理費等を差し引きました営業利益は4,873万4,090円の損失となりましたが、営業外収益を加えた最終的な当期純利益は558万1,720円の黒字決算となっております。

以上で報告についての説明を終わります。

○議長（大原俊博） 次に進みます。

△ 日程第14 議案第47号から

△ 日程第35 議案第68号まで

○議長（大原俊博） 次は、日程第14、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて・南さつま市税条例の一部を改正する条例から日程第35、議案第68号、平成22年度国民健康保険南さつま市立坊津病院事業会計補正予算（第1号）までの22件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

[本坊輝雄市長登壇]

○市長（本坊輝雄） 先の定例市議会以後、これまでの諸般の経過、当面する市政の諸課題について御説明申し上げます。

「南薩地区消防広域化運営協議会」については準備作業も整いましたので、本年2月18日、構成4市及び2消防組合の間で設立いたしました。

協議会の会長には、同日、南薩地区消防組合管理者であります枕崎市長が就任し、事務局は会長市であります枕崎市に4月1日に設置されております。

平成24年4月の統合広域化に向けて協議会において協議が進められております。

梅雨時期を前に防災関係機関と地元代表者による災害危険箇所等の点検を5月9日から14日まで各地域で実施いたしました。

更に、5月17日には、各地域の点検結果等を踏まえ、消防団長など消防関係者をはじめ、今年度は地元の県議会議員及び県南薩地域振興局の関係課長等にも参加いただき、市内の危険箇所、工事の計画や進捗状況の把握を行うなど、今後の防災対策などに対してより緊密な連携を図れる防災点検を実施いたしました。

南さつま海道八景の一つである坊津地域の丸木崎に、3月、展望所が整備されました。これは、本市からの景観眺望施設の設置要望を受けて、県が整備を行ったもので、ウッドデッキの展望スペースや周辺の案内マップ等が設置され、周辺を訪れる方の憩いの場となっています。

今年度は県による耳取峠展望所の整備が計画されています。今後も南さつま海道八景を基軸とし、景観等に配慮した施設の整備を行い、観光客等の誘致を推進して参ります。

2010吹上浜砂の祭典は、5月1日から5日まで開催され、期間中晴天に恵まれ、また、人気の「さかなクン」の出演もあって県内外から18万8,000人の来場者があり、精巧で芸術性の高い砂像群と会場を彩る2万本の花々の美の共演や音と光のファンタジーなどが多くの人々に感動を与えたところであります。

今回で23回目を迎えた砂の祭典は、雄大な自然を活用し「住民参加型を柱とした、楽しみ・遊び・学ぶイベントづくり」をコンセプトに開催され、本地域の情報発信や交流促進、観光振興など地域資源を活用した地域づくりイベントとして各方面から高い評価をいただいているところであります。

今後に向けましては、来春の九州新幹線全線開業や第28回全国都市緑化かごしまフェアの開催を見据えた事業展開を検討することとしており、相乗効果が十分に図られるよう県など関係機関等との連携を図りながら、南さつま地域の観光振興や産業おこしなど地域活性化に更に貢献できるよう積極的に取り組んで参ります。

また、海と大地の資源を活用した産業創生モデル事業推進協議会では、今年度も海道八景等の周遊PRなどの一環として、旅行エージェントの旅行商品による砂の祭典の来場者に対して入場料の半額を助成する「海と大地のツアー商品化助成事業」を実施しました。

この事業による参加者数については、1,310人でありましたが、今後もこのような事業を通して、本市の魅力を発信しながら、ソフト及びハードの整備を進め、旅行商品の実現化に努めて参ります。

4月15日、南さつま市国際交流員として中華人民共和国江蘇省宿遷市出身の趙文（チョウ・ブン）さんが着任いたしました。国際交流を広く推進するため各種団体への講演や中国語講座の開催、各学校への訪問等を行うなど市民との交流を図る計画であります。

早速、諸活動に取り組んでいるところでありますが、吹上浜砂の祭典でも国際交流ブースにおいて青年海外協力隊鹿児島県OB会の方々とともに来場者との交流を図っております。

なお、前任者の黄瑩（ホワン・イーン）さんは4月21日に帰国されましたが、4月19日には、ふれあいかせで「1年間 ありがとう」と題した講演会と送る会が開催され、市民など約120人が出席し、その労をねぎらいました。

「輝けふるさと本音で語ろ会」が、5月8日の長屋校区青壮年部を皮切りに、27日には小崎自治会、29日には大坂地区公民館で行われ、学校再編や地域振興・生活環境の整備等活発な意見交流を行いました。

この語ろ会は、市民の声を、「かけがえのないふるさと」づくりに反映させるとともに、田舎の生きる力を高め、ふるさとに活力を見出すため、地域の方々と本音で語り合い、共に力を合わせ、共生・協働の地域づくりを目指すもので、7月までに5団体の申込みがあり、年20回程度の開催を見込んでおります。

5月15日に加世田津貫の小原地区と坊津町久志の上野地区の山間部に建設された風力発電用風車6基の竣工式が行われました。6基合わせた出力は約1万2,000キロワットであります。

南さつま衛生センター整備方針について、3月18日から4月17日にかけて、花瀬自治会、村原一丁目から五丁目自治会、松田南・松田北自治会、上之馬場・下之馬場・本町自治会の住民を対象にした住民説明会を開催しました。

これは、平成25年度から予定されています県の万之瀬川改修計画に衛生センター施設の一部分が当たるため施設整備を行おうとするものであります。併せて経費節減を図るため広域化を進めて参りたいと考えております。

今後は、周辺住民の方々を対象とした先進地視察や意見交換等を実施し、御理解を得られる

よう努めて参ります。

これまで、いちき串木野市、日置市及び南さつま市で構成する「吹上浜地域観光振興協議会」と、日置市、南さつま市、枕崎市及び南九州市で構成する「南さつま観光開発協議会」は、それぞれの地域において観光の発展を図るため活動して参りましたが、薩摩半島のあらゆる資源を活用した観光振興を図り、地域経済の発展に資することを目的とし、行政及び関係機関・団体が一体となった取組みを進めるため、両協議会を解散し、4月20日、関係5市で構成する「薩摩半島観光振興協議会」を新たに発足しました。

今年度は、薩摩半島の特色ある観光資源のPRや、九州新幹線全線開業に向けた取組みを関係5市が一体となって行うこととしており、その一環として、5月23日には大阪市の京セラドームで開催された関西かごしまファンデーに出展いたしました。

本市は、「キラリと輝け南さつま物語」と題して、かぼちゃ、砂丘らっきょうのほか、きんかんジャムや加世田常潤高校の豚味噌など9品目の農林産物を出品し、トップセールスを行いました。今後とも機会を捉えてトップセールスを展開し、南さつまの農林水産物及び特産加工品を情報発信して参ります。

また、関西かごしまファンデーへの参加に併せて、関西の加世田、笠沙、大浦、金峰の各郷土会の方々と親交を深めて参りました。本年度も4月11日の東海笠沙会をはじめとして、市内各地域の郷土会が開かれつつありますが、市としましても積極的に参加し、本市出身の皆さんとの相互交流の拡大を図り、市勢の振興・発展の一助として参りたいと考えております。

4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は宮崎県で猛威を振るっていますが、鹿児島県や県内市町においても県内へのウイルスの侵入防止と畜舎周辺の消毒など厳格な防疫体制をとっているところです。

本市では、平成22年1月現在、約1万頭の牛と約1万1,800頭の豚が飼養されていますが、発生が報告されて以降、山羊を含む牛・豚等の偶蹄類の飼養調査や健康状態のチェック・報告、消毒薬の畜産農家への配付、畜舎入口への家畜防疫のための侵入禁止を呼び掛ける看板の配付・設置、市庁舎等公共施設での消毒マットの設置等の対策を講じています。

特に吹上浜砂の祭典に際しましては、会場入口や車両用として駐車場入口に消毒マットを設置したり、会場周辺にある畜舎周辺道路への交通規制により侵入回避を図るなど万全の防疫体制で臨んだところです。

今後、子牛のせり市の休止による経営圧迫や風評被害等も想定されることから、きめ細かな支援を行って参ります。

平成21年度の本市でのスポーツ大会・合宿による宿泊は、337団体、延べ2万3,599人となっております。

特に県外からの宿泊は、195団体、延べ1万4,738人となっております。前年度と比較して延べ2,152人、17.1パーセント増となっております。

増加の理由は、吹上浜海浜公園の充実や人工芝サッカー場、宿泊施設等の整備により合宿環境が整ってきたことや、韓国からの長期合宿が増加したことのほか、プロのチームなどの合宿誘致、各種大会等の実施により本市の知名度が高まってきたことが考えられるところであります。

このようなスポーツ大会・合宿を誘致することにより新しい産業おこしにつなげていきたいと考えております。

本市の水田の約 1割でジャンボタニシの被害が発生したことから、早期に駆除するため、緊急雇用創出事業により 6人の捕獲作業員を雇用いたしました。

また、5月10日には、大浦干拓にてジャンボタニシ駆除対策事業出発式を行い、県南薩振興局、JA等の関係機関とともに、駆除に向けて協力していくことを確認しました。

ジャンボタニシは、加世田、笠沙、大浦、金峰の各地域で発生しておりますが、5月31日現在で 780キログラムを捕獲・駆除しており、今後の被害の発生防止につながっていると考えております。

5月11日、「加世田のかぼちゃ」出発式とかごしまの農林水産物認証授与式が、生産農家、市場関係者等が出席して加世田野菜集選果場において開催されました。

かごしまの農林水産物認証制度は、県が設けた「安心・安全」に関する認証基準に合格した県内農林水産物等について県農業・農村振興協会が認めたもので、加世田のかぼちゃがその認証を受けたものであります。

今後、かぼちゃのほか、砂丘らっきょう、南さつまのハウスきんかん、南さつまのたんかんについても認証を受けられるよう努めるとともに、安心安全な農林水産物を提供できるよう図って参りたいと考えております。

るびなす観光農園の収穫祭が、5月16日、観光農園のオーナー、関係者約 100人が参加して行われました。

収穫祭では、砂丘らっきょうの収穫や加世田地域生活研究グループによるらっきょうの混ぜずしやかき揚げなどの料理の紹介・試食が行われました。

るびなす観光農園は、平成 8年の開設以来、オーナーの 7割が市外の方で、植付けから収穫までの農作業を体験できる観光農園として利用されており、都市と農村の交流が図られております。

5月18日、広域農道日置南部地区完工式が、日置市・本市の関係者、両市の県議会議員、県農政部職員、地元関係者、施行業者など総勢 110人が出席して日置市吹上町の花熟里大橋で行われました。

この広域農道は、日置市伊集院町古城から本市金峰町尾下まで総延長 2万 580メートル、総事業費61億 7,951万円、事業期間は平成10年度から12年間を要しております。

今後、この広域農道を利用することで、団地内農畜産物の生産から集出荷、消費地への一連

の流通が確立され、更に営農の活性化が図られるものと期待しています。

平成22年度南さつま市農村農業人材育成確保事業認定授与式を、5月27日、認定を受けた農業後継者4名のほか、受入農家、関係機関の職員の出席を得て行いました。

今回認定を受けた4名は、それぞれ果樹、施設ピーマン、たばこ、根深ねぎについて、加世田地域の農家で1年間研修を受けることになっています。

今回の4名が、本市農業の中核的人材として、農業の振興・活性化に寄与していただくことを期待しているところであります。

4月1日、坊津学園小学校と坊津学園中学校の開校式が高太郎公園総合体育館で行われました。

式では、校章の披露や校旗の贈呈が行われ、併せてスクールバスの出発式も行われました。

また、同日、新生加世田中学校もスタートいたしました。

それでは、本日提案いたしました議案22件について提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第47号、専決処分の承認を求めることについては、南さつま市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会の承認を求めるものであります。

今回の改正は、個人市民税課税における年少扶養控除廃止後の扶養親族の情報収集に関する規定の整備、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設、市たばこ税の税率の引上げ等を行う地方税法の一部を改正する法律等が平成22年4月1日から施行されることに伴うものであります。

次に、議案第48号、専決処分の承認を求めることについては、南さつま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会の承認を求めるものであります。

今回の改正は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改正等を行う地方税法の一部を改正する法律等が平成22年4月1日から施行されることに伴うものであります。

次に、議案第49号、専決処分の承認を求めることについては、平成21年度南さつま市一般会計補正予算（第13号）を専決処分したので、議会の承認を求めるものであります。

まず、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,114万6,000円を追加したものであります。

補正予算の歳出の主な内容につきましては、基金積立金として減債基金へ6,000万円、子ども応援基金へ1億円の増額、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加交付を財源とした加世田中学校テニスコートの改修費2,330万円の増額、新型インフルエンザワクチン接種事業5,125万4,000円の減額補正であります。

その他の費目については、一部事務組合負担金の確定に伴う減額補正や特定財源の確定に伴う財源組替え等であります。

一方、歳入につきましては、特別交付税、地域活性化・きめ細かな臨時交付金等の増額、新型インフルエンザワクチン接種事業、地方債の最終確定見込みに伴う減額補正等であります。

次に、繰越明許費の補正であります。繰越額の確定による繰越明許費の変更であります。

次に、地方債の補正であります。対象事業費の確定による限度額の変更であります。

次に、議案第50号、専決処分の承認を求めることについては、平成21年度南さつま市介護保険特別会計補正予算（第5号）を専決処分したので、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から1,792万1,000円を減額したものであります。

補正予算の歳出の内容については、南薩介護保険事務組合負担金の確定に伴う1,792万1,000円の減額補正であります。

一方、歳入については、一般会計繰入金を減額補正いたしました。

次に、議案第51号、専決処分の承認を求めることについては、平成21年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第5号）を専決処分したので、議会の承認を求めるものであります。

まず、歳入歳出予算の補正であります。今回の補正は歳入の款項の金額を相互に増減したもので、歳入歳出予算の総額に異動はないものであります。内容につきましては、地方債の最終確定に伴い市債を250万円減額補正し、同額を一般会計から繰り入れたものです。

次に、繰越明許費の補正であります。繰越額の確定による繰越明許費の変更であります。

次に、地方債の補正であります。対象事業費の確定による限度額の変更であります。

次に、議案第52号から議案第54号までの人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員候補者として泊正宣氏、野中清子氏、鮫島積子氏の3氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第55号、南さつま市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合、原則時間外勤務をしないことを承認しなければならないこととする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正法が平成22年6月30日から施行されることに伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第56号、南さつま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、職員の配偶者の就業の有無、育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務及び部分休業をすることができることとする地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法が平成22年6月30日から施行されることに伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第57号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更については、大坂白川辺地の公共的施設の整備計画等に飲用水供給施設を追加するため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号、南さつま市市道路線の廃止については、県の魅力ある観光地づくり事業

の施工に伴い、市道本ヲロノ尻線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第59号、平成22年度南さつま市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に1億5,317万4,000円を追加しようとするものであります。

補正予算の内容について歳出から主なものを申し上げます。

まず、総務費では、減債基金への積立金4,200万円、市制5周年記念事業として本市出身の野崎耕二さんの「一日一絵」原画展開催事業負担金240万円の増額補正であります。

次に、民生費では、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金3,150万円の増額補正であります。

次に、衛生費では、女性特有のがん検診推進事業費555万2,000円の増額補正であります。

次に、農林水産業費では、農業・農村活性化推進施設整備事業で金峰地域のごま加工組合が実施する施設整備への補助金146万3,000円、大浦干拓裏作推進表面排水実証ほ事業費229万円、口蹄疫発生に伴う畜産農家への支援策として、せり市が休止されている子牛生産農家に対する飼料代の補助金30万円の増額補正であります。

次に、商工費では、地域ボランティア観光ガイド等に貸与する備品等の購入費254万5,000円の増額補正であります。

次に、土木費では、雨水対策を推進するための都市下水路事業費1,606万9,000円、宝くじ助成による公園の遊具設置費1,680万円、いにしへの道整備事業費3,300万円の増額補正であります。

次に、教育費では、市制5周年記念事業として市民スポーツ祭及びグラウンドゴルフ大会開催負担金350万円の増額補正であります。

また、人件費については、一般職の給与削減による減額のほか、4月の定期異動に伴う増減分を合わせて4,339万6,000円の減額補正であります。

一方、歳入については、国県支出金、寄附金、諸収入及び市債の特定財源については歳出補正予算に対応する額を計上し、一般財源としては土地開発基金繰入金及び前年度繰越金を計上いたしました。

次に、債務負担行為については、南さつま市土地開発公社が平成22年度事業資金として金融機関から借り入れる6億5,760万円に対する債務保証であります。

次に、地方債の補正については、公園整備事業に係る地方債を追加するとともに、庁舎整備事業等に係る借入限度額の変更であります。

次に、議案第60号、平成22年度南さつま市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第65号、平成22年度南さつま市診療所特別会計補正予算（第1号）までについて御説明申し

上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正で、歳出では、一般職の給与削減による減額のほか、4月の定期異動に伴う増減分を合わせた人件費の補正であります。

一方、歳入については、歳出と同額を一般会計繰入金で補正いたしました。

次に、議案第66号、平成22年度南さつま市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に160万円を追加しようとするものであります。

補正予算の歳出の内容については、人件費を357万4,000円減額するとともに、同額を財政調整基金に積み立てるほか、介護サービス施設整備事業に伴う設計委託料等160万円の増額補正であります。

一方、歳入については、地方債160万円を計上いたしました。

次に、地方債の補正については、介護サービス施設整備事業に係る借入限度額の変更であります。

次に、議案第67号、平成22年度南さつま市水道事業会計補正予算（第1号）については、職員の定期異動に伴い、予算第3条に定めた収益的支出の営業費用を増額しようとするほか、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費について改めようとするものであります。

次に、議案第68号、平成22年度国民健康保険南さつま市立坊津病院事業会計補正予算（第1号）については、職員の給与削減等に伴い、予算第3条に定めた収益的支出の給与額を減額しようとするほか、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費について改めようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細については関係課長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○税務課長（今村一男） それでは、南さつま市税条例の一部を改正する条例について、その主な内容について御説明を申し上げます。

それでは、議案資料の新旧対照表によって説明を申し上げます。

2ページの中段から3ページにかけてになります。第36条の3の2は個人市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定ですが、今回の税制改正で平成23年から16歳未満の年少扶養控除が廃止されますが、住民税においては扶養親族の数が非課税限度額の判定に必要なことから、給与支払者を通じて扶養情報を把握するために条項を追加して整備するものです。

次に、3ページの後段から4ページにかけてになります。第36条の3の3は個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定ですが、今回の税制改正で平成23年から16歳未満の年少扶養控除が廃止されますが、住民税においては扶養親族の数が非課税限度額の判

定に必要なことから、公的年金等支払者を通じて扶養情報を把握するために条項を追加して整備するものです。

次に、4ページの下段から5ページにかけてになります。第44条2項、3項の改正は、65歳未満の公的年金所得の住民税徴収については、従来は、公的年金以外に給与所得がある場合、年金所得分と合わせて給与から特別徴収していましたが、平成21年度から年金に係る税額は特別徴収できなくなり、普通徴収となり、窓口等での納付の手間が生じていました。このようなことから、従来どおり、給与分と合わせて年金所得分についても給与から特別徴収することができるということになります。

第44条の4項は、2項、3項の読替えの規定で、65歳以上の老齢年金等の受給者で、給与所得、公的年金等所得以外の所得がある者について、当該所得に係る分を給与所得に係る分に加算して特別徴収ができるとすることができることとなります。

次に、9ページの中段から10ページにかけてになります。第54条6項は、地方自治法の改正により地方開発事業団が廃止されることによる改正であります。

次に、10ページの中段と後段になります。第95条は、市たばこ税を旧3級品以外の製造たばこ1,000本につき3,298円を4,618円に1,320円引き上げるものです。後段の附則第16条の2は、たばこ税率の特例で、旧3級品の製造たばこ1,000本につき1,564円を2,190円に626円引き上げるものです。平成22年10月1日からの適用になります。

次に、11ページの上段から12ページにかけてになります。附則第19条の3は、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設であります。非課税口座内で管理されている上場株式等に係る配当等は10年以内に限り非課税とするものです。非課税口座を開設できるのは、一人につき年1口座で年100万まで、最大で3口座、300万円までということになります。

次に、議案書の7ページを御覧いただきたいと思えます。一応附則についてですが、第1条は施行期日等を定めたものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置を規定しています。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定しています。

第4条は市たばこ税に関する経過措置ですが、たばこ税については手持品課税をすることから手持品課税に関する事項を規定しています。

そのほか地方税法等関係法令の改正に伴います条文の整理であります。

次に、南さつま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その主な内容について御説明申し上げます。

それでは、議案資料の新旧対照表によって御説明申し上げます。

5ページの上段になります。第2条第2項の改正は、基礎課税額、医療分ですが、の課税限度額を47万、すいません。15ページになります。申し訳ございません。第2条第2項の改正は、

基礎課税額、医療分の課税限度額を47万円を50万円に 3万円引き上げるものです。

第 2条 3項の改正は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を12万円を13万円に 1万円引き上げるものです。

次に、15ページの中段になります。第23条は国民健康保険税の減額に関する規定で、総所得金額、山林所得の合計額の区分に応じて第 1項第 1号は 7割軽減世帯を、第 2号は 5割軽減世帯を、第 3号は 2割軽減世帯に関する規定を定めています。前条の課税限度額の改正と地方税法及び同法施行令の改正に伴い改正するものです。

次に、16ページの中段になります。第23条の 2は、解雇や倒産などで職を失った非自発的失業者の国民健康保険税の軽減制度を定めるものであります。会社の倒産、解雇あるいは雇い止めにより平成21年 3月31日以降に離職された65歳未満の方で、雇用保険を受給している方が国民健康保険に加入する際に保険税の算定基礎となる前年の所得金額を 3割で算定するとするものであります。

次に、17ページの上段になります。第24条の 2は、第23条の 2に規定する軽減対象被保険者であることの申告書の提出を規定したものでございます。

19ページになります。附則の第22項は被扶養者の軽減制度を継続する見直しです。後期高齢者医療保険制度の創設により被用者保険の被扶養者であった方については国民健康保険に自動的に加入することになりますが、被扶養者であった時は保険料の負担は生じていなかったわけでありまして、国民健康保険では保険料が新たに生じることから、加入時から 2年間国保税の軽減措置がされていたものを、後期高齢者医療制度の廃止までの間、この制度を延長するということであります。この軽減措置は、所得割、資産割の応能割には課税しないこと。それと均等割、平等割の応益割は半額とするというものであります。

そのほか関係法令等の改正に伴う条文整理でございます。

以上で説明を終わります。

△ 日程第36 請願等の付託

○議長（大原俊博） 次は、日程第36、請願等の付託を行います。去る 3月定例会後締切日までに受理した請願及び陳情については、お手元に配付の文書表のとおり所管の委員会に付託いたします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

ここで念のため申し上げます。次の本会議は 7日から開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午前10時58分